

第4回安曇野市都市計画審議会 会議概要

- 1 審議会名.....第4回安曇野市都市計画審議会...
- 2 日 時.....平成19年11月8日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで
- 3 会 場.....安曇野市豊科総合支所 第2会議室.....
- 4 出席者.....小林委員、金森委員、山田委員、斉藤委員、黒岩委員、勝野委員、塚田委員、水谷委員、百瀬委員、藤澤委員、望月委員、矢澤委員、丸山委員、宮下委員、仁科委員(代理越技術幹兼整備課長).....
- 5 市側出席者.....都市建設部：久保田部長、等々力課長、浅川補佐、鎌崎企画員、丸山主査、山田主査
- 6 公開・非公開の別.....公開.....
- 7 傍聴人.....0人.....記者.....1人.....
- 8 会議概要作成年月日.....平成19年11月21日.....

協 議 事 項 等

- 1 会議の概要
 1. 開 会 (等々力課長)
 2. あいさつ (久保田部長) (藤澤会長)
 3. 土地利用検討に関する資料説明 (事務局より説明)
 4. 閉 会

意見概要

- 基本的に全市に線引きをかけるということは絶対反対。現在旧豊科町だけ線引きをし、その市街化区域の中に72ヘクタールの農地があるが、それが一向に減らない。昔の乱開発されるという時期には線引きは適当だったかもしれないが、今逆になっている中で、安曇野市全体に線引きをかけると、調整区域についてはまったく発展する余地が無くなる。穂高地域のゾーニング方式をとっていくほうが良いという考えである。

その中で、この間の区長会での説明で、赤い区域(A区域)で、固定資産税が宅地並みになるという説明をしたらしいが、いかがか。
- 線引きになった場合で、そこが用途地域になった場合は、豊科の用途地域内と同じになる。線引きをするということはまだ決まっていない。ただし用途地域がひけるかについても、この段階ではまだ定かではない。という回答をした。
- 説明会を地域でおこなうが、法的なこと、固定資産税のことが理解できたうえで、意見をいう人がどれくらいいるか。事務局が考えている方向へいってしまうのではないか。その辺は皆でしっかり意見を聞いて、安曇野市の最高の土地利用計画をたてていただきたい。
- たとえば農業用地も維持できない人達、商業地であっても商業をやっていけず、シャッター通りが増える、そういうものに対してどうするかということも一緒に考える必要があるのではないか。
- 農業も今荒廃農地が増えているなど、市民検討委員会や各地域の地域審議会の中でも出されている。農政サイドと一緒にその対応策等考えていく必要がある。現在日本の農業が抱える課題でもあるので、市だけでなく、県あるいは国の考え方も併せながら考える必要がある。

商店についても、商店街のシャッター通りが増えるということは、全国的は課題である。商店の方々が、どのような考え方なのか、商工会の皆さんと懇談をする中で考えていく必要があると思う。
- 第1回の地区別懇談会の出席状況は。
- 11会場全てで180人くらいである。多いところで、穂高地域で20数名。少ないところは4、5名というところもあった。その時は総論的な検討及びこれからの検討内容であり市民の皆さんに興味を示していただけなかったと思う。今回はある程度具体的になってきたことで、もう少し興味を抱いていただけたと思う。また各団体が説明会をしてほしい希望があれば出向いていきたい。

○ 条例の場合、それぞれの区域の固定資産税はどのように差をつけるのか。線引きした場合は調整区域、市街化区域で30倍ぐらいになる。そこらの一番大事な部分が浸透したうえで決定できるかどうか。大変大事なことになる。

→ 条例になった場合、現在の地方税法では差をつけることができない。

確かに、税制の面など課題は色々あるが、安曇野市が合併して将来に向かってこのようなまちづくりをしていこうという意思表示の懇談会であるので、そういうことを理解していただくためにぜひ多くの方に来ていただきたい。

○ 最終的に、20年の4月に方向性を出すとのことだが、最終的な決め方は、検討委員会での検討結果をこの審議会に諮り、ここで市長に報告するのか、それとも検討委員会での検討結果が市長というかたちになるのか。

→ 市民検討委員会からまとまったひとつの提案書ができるか、もしかしたら両論併記か、その辺はまだ数ヶ月かけて市民検討委員会の中で検討していただくということになる。どちらにして安曇野市の「まちのかたち」をつくっていくのにふさわしいのはどちらかということ。最終的には市の判断。

線引きをするにしてもしないにしても、都市計画審議会へ意見具申をして、その結果を参考にして最終的には市で判断し、市から県へあげていく。

○ 専門委員会の議事録で豊科の線引きはそのままにして、周りをゾーニング方式しても良いとある。どちらかでなく併用する選択肢はある中で検討していただきたい。

→ 一番大事なところである。市民検討委員会の中での申し合わせ事項で、ルールはひとつということで検討しているため、今のようなお話しはない。

○ 先ほど、団体にも出張してこの中間の資料で説明していただくことは可能のようだが、申し込めばやっていただけるのか。

→ 要望があれば、出向いていきたい。また土地利用のパネル貸し出しも対応していきたい。

○ 第1回の懇談会は昼間の時間帯だったため、そこに大きな問題があった。防災無線や報道関係に協力いただきPRする必要がある

○ 地域の中で、懇談会へ出ていただくようお願いした。その結果住民が、それぞれ自信を深めた感じである。ぜひとも機会をつくっていただき、多くの意見を頂戴するように機会をつくっていただきたい。

○ 統一ルールの全体像で、線引きを用いたルールと線引きを用いないルールがあり、用いないルールでは条例を主体としたルールづくりとなっているが、線引きしなくても用途地域だけを定める手法もあるため、条例を主体とひとつに絞り込まずに、明確に記述したほうが良いのではないか。

→ 確かにその通りである。条例だけにしても、現在の用途地域は残す方針。また、可能であれば各地域の拠点（明科、堀金、三郷）も用途地域に入れ、用途を誘導し、まちづくりを進めていきたい。

→ 懇談会では、説明していく。

○ 新聞報道で長野県において、広域的な都市計画の調整を目指すべく、県土地利用検討委員会が県へ提言していく中で、「松本市、安曇野市のように市町村合併により同一市に複数の都市計画区域が存在する場合は、複数の都市計画が存在しないよう統合を図るべき」また、「松本・安曇野圏域のような広域圏においても都市計画区域の整合を図る必要がある」としている。また、今後「市町村の意見を聞いて、年内に県の方針としてまとめ、市町村の都市計画を誘導していく考えかただ」ということが載っているが、県が広域的な都市計画の見直しについて指導又は意見があったか。

→ 立地、用途に関する大きな部分に県との調整がある。また、線引き制度は、県が決めるとなっている。県との調整はこれから何回もする必要があると考えている。

○ B区域の説明で、鉄道駅や幹線道路とあるが、幹線道路の定義とは。計画決定道路も含めるのか。

→ 幹線道路の定義が決まっていないが、都市計画道路も幹線となりうる。また今後、都市計画道路の見直し作業を進めるため、その中で位置づけを決めていきたい。